

中国で個人情報保護法が11月1日に施行される。企業が収集する従業員や消費者など個人の情報の取り扱いを定めたルールで、違反には高額な制裁金が定められている。中国ビジネスを展開する日本企業にも適用されるため注意が必要だ。中国国内の個人について、本人を識別できる情報を保護するのが同法の趣旨だ。氏名、生年月日のほか、サイト閲覧履歴や位置情報なども保護対象とされる。



8月の全人代常務委員会で可決したばかりの新華社・共同

■ 中国、1日に個人情報保護法施行

違反に高額制裁金も

同法は欧州連合（EU）の一般データ保護規則（GDPR）を参照したとされる。罰則もGDPR並み。5000万円（約9億円）以下または前年度売上高の5%以下の制裁金を定める。中国は9月施行のデータ安全法や2017年施行のサイバーセキュリティ法など、データ関連の法整備を進めてきた。

中国法に詳しい中川裕茂弁護士は「個人情報保護法の建前は、欧州同様に人権として個人の情報を守ること。だがデータ法制全体で見れば、国家によるプラットフォーム規制やデータ囲い込みの側面もある」と指摘する。7月に配車アプリの滴滴出行（ディディ）が米国へのデータ流出懸念があるとして、アプリの新規ダウンロード停止を命じられたことは記憶に新しい。

中国の個人情報保護法は中国向けに、越境電子商取引（EC）やサイトでの旅行・宿泊予約受け付けなどをしている日本企業にも域外適用され得る。そのため注文や予約時に、個人情報の取り扱い目的や方法などを個人に分かりやすく告知する必要がある。同意については例外規定があるものの、運用が不明なため、同意もとった方が安全だ。

個人情報保護に関する事務の責任者を中国内に置き、氏名や連絡先などを中国当局に届け出る義務もある。個人情報の越境移転規制もある。中国の拠点から労務管理などのために従業員の情報や日本の本社に移転する場合などに適用される。EUと日本の間には互いに相手国・地域の個人情報の保護水準が同等だとし、越境移転を許容する「十

分性認定」という仕組みがあるが、中国と日本との間にはない。そのため、中国から日本に移転する際には、従業員などに個別に同意をとるのが安全だ。

データ法制に詳しい杉本武重弁護士によると「国境外の受け手の名称が氏名、連絡先、取り扱い目的と方法、移転する個人情報の種類などを告知して同意をとる必要がある」。

8月の公布から施行まで短期間で、企業側も「どのぐらいの量の個人情報を扱っているか」が明確になるのかなどが明確でない」（大手飲料メーカー）。

中国法の実務に詳しい石本茂彦弁護士は「細則はまだ示されていないが、自社が現地でのどのような情報をどう取得しているのか確認することが大事」と話す。

（編集委員 瀬川奈都子）